

国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化の推進に関する基本的な方針（改訂案）

令和 4 年 11 月
令和 6 年 6 月改訂
令和 7 年〇月改訂

国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律（令和 4 年法律第 51 号。以下「法」という。）第 3 条の規定に基づき、文部科学大臣は、国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化の推進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定める。

一 国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化の推進の意義及び目標に関する事項

1 国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化の推進の意義

近年、諸外国のトップレベルの研究大学が豊富な資金を背景として研究力を高めているのに対し、我が国の大学は研究論文の質・量ともに低調な状況にある。その要因の一つとして、諸外国の大学では公的な財政支援や民間企業等との連携、寄附、資産運用など、多様な財源をもとに研究環境を充実させるとともに世界トップクラスの研究人材を招聘し、そうした環境が更に新たな研究人材や民間企業からの投資、寄附を呼び込むといった知的価値創造の好循環が形成されていることが挙げられる。

我が国においても、大学の機能拡張を推進する中で、大学が国際的な切磋琢磨を通じて研究力を向上させるという緊張感を持ち、世界トップクラスの研究者の獲得はもとより、次代を担う自立した若手研究者を育成し、活躍できるようにするための大胆な資源配分、研究時間を十分に確保するための研究者の負担軽減、大学の有する知的資源の価値化等に取り組んでいくことが求められる。また、このような取組と併せて機動的な先行投資を可能とすることなどの観点から、大学独自基金の造成に向けた財源の継続的な確保・活用等の取組も求められ、これらの取組を一体的に進めることができる研究大学を、早急に実現することが必要である。

そのため、法において、国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれる大学を国際卓越研究大学として認定し、当該大学が作成する国際卓越研究大学研究等体制強化計画（以下「体制強化計画」という。）に対して、大学ファンドによる助成を実施することと

している。

これにより、国際卓越研究大学における研究環境の充実、優秀な人材の獲得を促し、知的価値創造の好循環を形成することで、我が国の学術研究ネットワークを牽引し、諸外国のトップレベルの研究大学に伍する研究大学の実現を図っていくものである。

また、第6期科学技術・イノベーション基本計画で示されているように、世界において、地球規模で起こるエネルギー・資源・食料等の制約や環境問題に加え、新型コロナウイルスに代表される新たな感染症の脅威等が大きなリスクとして認識されている。国内においても、少子高齢化、地域経済社会の疲弊、多頻度かつ激甚化する大規模自然災害等の課題の深刻さが更に浮き彫りとなっている。

これらの国内外の課題への取組の強化が求められていることに加えて、サイバー空間とフィジカル空間の融合はますます進展しており、「Society 5.0」の実現に向けた『「総合知による社会変革」と「知・人への投資」の好循環』のための仕組みを構築することが必要となっている。国際卓越研究大学は、自らの体制強化を産業界、地域社会との緊密な連携の下で進めることにより、この仕組みの根幹を支える機能を構築することが重要である。

産業界においても、産業構造の転換に対応するためにオープンイノベーションを拡大することが不可欠となっている。国際卓越研究大学が産業界における重要なオープンイノベーションのパートナーとして位置付けられ、優れた研究成果が事業化されることにより、新たな付加価値を継続的に創出する好循環の形成がより一層強化されることが期待される。

2 国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化の推進の目標

国際卓越研究大学における体制強化計画の実行を通じて、以下の事項を実現することを目標とする。

- ・ 国際卓越研究大学が、知的資産の形成、社会的な価値創造やイノベーション創出の中核拠点として、多様な分野の世界トップクラスの研究者が集まり、相互に触発し合いながら活躍し、さらに次世代の一流の研究者集団を育成できる機能を強化するとともに、先進性の高い分野横断的なカリキュラム・デザインに基づく博士課程において優秀な博士人材を育成し、若手研究者に独立して存分に研究できる環境を提供して、新しい研究領域を創出し続けることで、世界から先導的モデルと見なされる世界最高水準の研究大学となること。
- ・ 国内外の若手研究者を惹きつける多様性（ダイバーシティ）と包括性（イン

クルージョン) が担保された魅力的な研究環境を実現することで、優秀な人材が世界中から集まり続ける世界の知の拠点となり、我が国、そして世界の学術研究ネットワークを牽引すること。

- ・ 起業家や産業界で幅広く活躍する研究人材の育成を重点的に進めるとともに、人間や社会の望ましい未来像の実現に向け、知の創出を通じた新たな成長分野の形成、デジタル・トランスフォーメーション (DX) の推進、カーボンニュートラルといったグローバルな課題解決への貢献など、次代の社会構造への転換を見据えた大胆なビジョン・戦略を描き、社会の多様な主体と常に対話し、協調しながら、イノベーション・エコシステムの中核的役割を果たすこと。

なお、これらの目標を達成する上で、達成に向けた手段、道筋は一つではなく、画一的な取組を求めるものではない。諸外国のトップレベルの研究大学では、国境を越えた研究・高等教育の枠組みや国際連携、組織間連携を活用するほか、それぞれ独自のアプローチ、取組により試行錯誤が続けられている。各大学においては、諸外国のトップレベルの研究大学に伍していこうとする強い意志に基づき、各々の特色・特長が際立つ大学像を描き、世界に提示するとともに、従来のアプローチにとらわれない発想も躊躇することなく取り入れ、体制強化計画を立案していくことが期待される。

二 国際卓越研究大学の認定に関する基本的な事項

- ・ 国際卓越研究大学の認定及び体制強化計画の認可は、これまでの実績や蓄積のみで判断するのではなく、世界最高水準の研究大学の実現に向けた「変革」への意思（ビジョン）とコミットメントの提示に基づき実施する。
- ・ 制度の趣旨を踏まえ、国際卓越研究大学の認定及び体制強化計画の認可の対象は無制限に拡大するものではなく、数校程度に限定する。また、国際卓越研究大学の認定及び体制強化計画の認可に当たっては、大学ファンドの運用状況等を勘案し、段階的に行う。
- ・ 制度の趣旨や大学の負担も考慮し、国際卓越研究大学の認定と体制強化計画の認可の審査を、以下の観点から一体的に行う。
 - ① 国際的に卓越した研究成果を創出できる研究力
 - ② 実効性が高く、意欲的な事業・財務戦略
 - ③ 自律と責任のあるガバナンス体制
- ・ 公募の期間については、申請者の準備期間を考慮し、数か月確保するとともに、審査においては、研究現場の状況把握や大学側との丁寧な対話を実施する。

1 国際卓越研究大学の認定の申請の主体

法第4条第1項の規定に基づき、国際卓越研究大学の認定の申請は、大学の設置者が行う。

2 認定に関する基準

国際卓越研究大学の認定に関する基準は、法第4条第3項各号及び国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律施行規則（令和4年文部科学省令第37号。以下「規則」という。）第2条各項の規定に基づくこととし、具体的な基準は次のとおりとする。なお、研究計量に関するライデン声明[※]等を踏まえ、定量的指標は様々な定性的情報と併せて活用するとともに、分析の中立性・透明性・検証機会の確保に努める。また、世界最高水準の研究大学となるポテンシャルのある大学を認定する観点から、一定の時点での数値だけでなく、過去の推移やこれまでの経営努力の把握に努めることとする。

※2015年に公表。10項目の原則から成り、研究評価における計量データの利用についての留意点を示したもの。

（1）法第4条第3項第1号及び規則第2条第1項に関する基準

世界トップレベルの研究大学に伍していくことができるだけの研究力を有

しているか、また、自然科学と人文・社会科学の融合による総合知の創出など、多様な分野で先導的な研究が行われているかについて確認することとする。具体的には、申請に係る大学について、注目度の高い論文※（Top10%論文数や割合）が、将来的に世界最高水準の研究大学に匹敵するものとなることが相当程度見込まれるものとして、申請時点において以下のどちらかの要件に合致することとする。

- ・ Top10%論文数が 1,000 本程度(直近の 5 年間総計)以上であり、かつ、総論文数に占める Top10%論文数の割合が 10%程度以上となっていること。
- ・ 研究者一人当たりの Top10%論文数において、優れた実績（0.6 本程度以上）を有すること。

※ここでの「論文」は、Clarivate Web of Science/InCites 又は Elsevier Scopus/SciVal のデータベースに基づき、5 年間の Article、Review、Conference Paper (Proceedings Paper)、Book、Book Chapter を対象としたものとし、「論文数」はそれらを全数整数カウントしたものを指す。また、「Top10%論文」は、論文の被引用数（当該論文が他の論文により引用された数）が、当該論文が出版又は公開された年に当該論文の研究分野において出版又は公開された論文のうちで上位 10%の範囲に属するものを指す。

（２）法第４条第３項第２号及び規則第２条第２項に関する基準

主要国のトップレベルの研究大学が行っている社会の課題解決あるいは新たな経済的価値の創造の実績に照らして、これに伍していくことができるかどうか、経済社会に変化をもたらす研究成果の活用（経済的・社会的価値創造への貢献）の実績を確認することとする。具体的には、申請に係る大学について、民間企業等からの研究資金等受入額（財務諸表の附属明細書や資金収支計算書における民間企業等からの受託研究・共同研究・受託事業等の受入額）が、将来的に世界最高水準の研究大学に匹敵するものとなることが相当程度見込まれるものとして、直近 5 年間の年平均で 10 億円程度以上となっていること、又は、研究者一人当たりの研究資金等受入額において、優れた実績（年平均 100 万円程度以上）となっていることとする。

（３）法第４条第３項第３号及び規則第２条第３項に関する基準

申請に係る大学の研究の体制が、学問の進展、社会の変化に応じて次々に生じる新たな学問分野や融合領域に迅速に対応しているかを確認することとする。具体的には、多様な分野の学術研究ネットワークの牽引の状況に加え、国際研究協力に係る体制、若手研究者・女性研究者・外国人研究者の登用・活躍に係る体制（特に外国人研究者の割合が将来的に世界最高水準の研究大学に匹

敵するものとなることが相当程度見込まれること)、事務職員や研究マネジメント人材、専門職人材の配置、研究施設及び研究設備、研究インテグリティの確保体制等について、国際競争力の強化の観点から適切に整備されていることを要件とする。

(4) 法第4条第3項第4号及び規則第2条第4項に関する基準

民間事業者との連携協力等の実施を通じて、申請に係る大学の研究成果の活用の体制が、経済社会の変化をもたらすインパクトの創出に必要なものとして整備されているかを確認することとする。具体的には、全学的な産学連携の体制、「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン（平成28年11月イノベーション促進産学官対話会議）」等を踏まえた体制（目利き人材や橋渡し人材、知財管理人材などの支援チームの構築、投資機関や研究成果活用事業者とのチームアップ等）、スタートアップの支援体制、実践的な起業家教育プログラム等が適切に整備されていることを要件とする。

(5) 法第4条第3項第5号及び規則第2条第5項に関する基準

国際卓越研究大学は、世界最高水準の研究大学として、新たな研究領域の創出など次代を見据えたビジョンの具現化に向け、自律的財政基盤を強化し、資金循環の形成と学内の資源配分を行い、また、社会との対話の中で大学の知的資産を価値化する観点から、国内外の多くのステークホルダーに対し適切に説明を行うことが求められる。そのため、法人の長一人の指導力のみならず、学内外の専門性を持つ者を集めて経営方針を策定し、安定的・継続的に経営方針を維持・充実するとともに、世界中の多様なステークホルダーとの対話や組織的なコンプライアンスの確保等の経営に係る意思決定機能や執行に関する監督機能を強化することが必要となる。こうした認識のもと、申請に係る大学において、先端的な研究及び研究成果を活用した新たな事業の創出の動向、社会の要請、大学を取り巻く状況などを踏まえ、資金や人材の確保及びそれらの配分や知的財産の活用を含めた研究力向上のための諸活動を包括的に運営する体制が構築されていることを確認することとする。具体的には、合議制の機関（国立大学法人においては運営方針会議、私立大学においては学校法人の理事会又は評議員会、公立大学においては定款により公立大学法人に設置される合議制の機関）及び監事について、以下の体制が整備されていること（又は、認定までに整備されること）とする。

- ① 合議制の機関が、体制強化計画等の申請に係る大学の運営について、体制強化計画の作成・変更など重要事項を議決すること。

また、合議制の機関が、議決した事項の履行状況について、法人の長か

ら体制強化計画等の実施状況の報告を受け、体制強化計画等が適切に履行できていないと認めるときは、法人の長に必要な対応を求めることができる体制が整備されていること。併せて、法人の長は、当該合議制の機関の求めを受けて実施した内容を当該合議制の機関に報告する体制が整備されていること。

- ② 合議制の機関が、知識、能力、経験をバランス良く備えた構成員により、ジェンダーバランス等の多様性と適正規模を両立させた構成であること。具体的には、大学の運営に関連する事項として、大学の教育研究活動、大学における国際化及び国際研究協力の推進、国内外の大学の経営、国内外の先端的な研究及び研究成果を活用した新事業の創出の動向、大学に関する法律及び会計に関し、適切な知識、能力、経験を有する人材が合議制の機関の構成員となっていること。

申請に係る大学は、上に掲げる大学の運営に関連する事項に関し、合議制の機関の構成員のスキル・マトリックスを開示することにより、適切な知識、能力、経験を有する構成員が参画していることを挙証すること。

- ③ 大学の運営に関する重要事項の議決について、合議制の機関を構成する学内外の構成員の専門的知見を十分に活用する観点から、執行部からの独立性が担保されていること。具体的には、特別多数決の導入、執行部以外の構成員による賛成を議決の要件とすること、構成員の相当程度を執行部以外の構成員とすること、私立大学において理事会を合議制の機関とする場合に評議員会の議決を得ることを要件とすることなどにより、合議制の機関において、執行部関係構成員のみで議決が成立しないことを担保する仕組みを構築すること。
- ④ 大学の運営に関する重要事項の議決について、上記③同様に、合議制の機関を構成する学内外の構成員の専門的知見を十分に活用する観点から、学内に対する客観性が担保されていること。具体的には、特別多数決の導入、学外構成員による賛成を議決の要件とすること、構成員の相当程度（例えば、半数以上）を学外構成員とすることなどにより、合議制の機関において、学内の構成員のみで議決が成立しないことを担保する仕組みを構築すること。
- ⑤ 合議制の機関は、体制強化計画等の中長期的な経営戦略を議決し、執行部の業務執行を監督する役割を担う。この役割の実効性を確保する観点から、合議制の機関が、体制強化計画の着実な履行を担保するために法人の長に求められる知識、経験、能力を明確化するとともに、適切な資質を備えた者が法人の長となるよう、関係法令の規定に基づき、合議制の機関が適切な役割を果たす体制が整備されていること。

- ⑥ 監事の少なくとも一人は常勤となっており、独立した専門の監査部門を有しているなど、当該大学の業務に関する監査が実効的に行われることを確保するための体制となっていること。

(6) 法第4条第3項第6号及び規則第2条第6項に関する基準

申請に係る大学において、研究に関する業務の執行と、管理運営に関する業務の執行との役割分担が適切になされているかを確認することとする。具体的には、法人の代表者、教学担当役員（プロボスト）、事業財務担当役員（CFO）が適切に配置され、効果的・効率的に役割が果たせるような体制が構築されているなど、権限と責任の分担を的確に行う業務執行体制が整えられていることを要件とする。

(7) 法第4条第3項第7号及び規則第2条第7項に関する基準

申請に係る大学が、研究及び研究成果の活用を持続的に発展させるための体制の強化を推進するのに足る十分な財政基盤を有しているかを確認することとする。具体的には、財政基盤の成長性が極めて重要であることから、資産活用や寄附金等を含めた財源の多様性を確認することとし、大学の収入全体（ただし、当該大学の附属病院における医療に係るものは除く。）から国又は地方公共団体が支出する運営費交付金や私立大学等経常費補助金等の基盤的経費や学生からの授業料や検定料等を除いた額（キャッシュ・フロー計算書や資金収支計算書等の勘定科目から財政基盤強化に直接寄与するものとして算出）の大学の収入全体に占める割合が、将来的に世界最高水準の研究大学に匹敵するものとなることが相当程度見込まれるものとして、直近5年間の平均で20%程度以上となっていることとする。

3 総合科学技術・イノベーション会議及び科学技術・学術審議会への意見聴取

科学技術・イノベーション政策における国際卓越研究大学制度の重要性に鑑み、文部科学大臣は、国際卓越研究大学の認定に当たり、法第4条第4項の規定に基づき、あらかじめ、総合科学技術・イノベーション会議及び科学技術・学術審議会の意見を聴かなければならないこととされている。その際、総合科学技術・イノベーション会議及び科学技術・学術審議会が適切に情報共有等の連携を行うことができる体制を構築するとともに、アカデミアの特性も踏まえつつ、国際的な視野から、高度かつ専門的な見識を踏まえられるよう、外国人有識者も加えた適切な体制を構築することとする。

4 認定した国際卓越研究大学の公表

国際卓越研究大学に関して、社会からの支持・支援を得て、国内外の関係機関との間で人材・知・資金などの好循環を生み出し、成長し続けることができるよう、広く社会に周知することが重要であることに鑑み、法第4条第5項及び規則第3条第1項の規定に基づき、文部科学大臣は、認定した国際卓越研究大学の名称、当該国際卓越研究大学の設置者の名称及び当該認定をした年月日をホームページ等で公表することとする。

5 認定の取消し

国際卓越研究大学が、一定期間、認定基準を満たさない状態が継続した場合、文部科学大臣は法第4条第6項及び第7項の規定に基づき、あらかじめ、総合科学技術・イノベーション会議及び科学技術・学術審議会に意見を聴いた上で、認定を取り消すこととする。認定を取り消した場合、法第4条第7項及び規則第3条第2項の規定に基づき、文部科学大臣は認定を取り消した国際卓越研究大学の名称、当該国際卓越研究大学の設置者の名称及び当該認定を取り消した年月日をホームページ等で公表することとする。

三 国際卓越研究大学研究等体制強化計画の認可に関する基本的な事項

1 国際卓越研究大学研究等体制強化計画の申請の主体

法第5条第1項の規定に基づき、体制強化計画の認可の申請は、国際卓越研究大学の設置者が行う。

2 国際卓越研究大学研究等体制強化計画の記載事項

法第5条第2項に規定する体制強化計画の記載事項は以下のとおりとする。

(1) 研究及び研究成果の活用のための体制の強化の目標

- ・ (2) の事業を実施するに当たり、その目標を記載することとする。この目標には、個々の事業の結果、整備される研究環境や育成される人材、輩出される大学発スタートアップの数等のアウトプット（外国人研究者の割合の向上を含む）だけでなく、アウトカム（研究水準の向上、研究成果の活用がもたらすインパクト等）について記載することとする。
- ・ 制度の趣旨を踏まえ、各大学が体制強化計画を作成する際には、①国際的に卓越した研究成果を創出できる研究力、②実効性が高く、意欲的な事業・財務戦略、③自律と責任のあるガバナンス体制のそれぞれについて、世界トップレベルの研究大学をベンチマークすることとする。なお、世界トップレベルの研究大学のベンチマークを行う際には、個々の目標や具体的な取組に応じて、各大学がそれぞれの独自性や強み、特色を生かすことができるよう、留意することとする。
- ・ 上記のベンチマークに基づき、世界の学術研究ネットワークを牽引するに足る高い研究水準の達成を図り、新たな研究領域やイノベーションを常に創出し続けるとともに、必要な財務管理や資金調達、業績評価等を可能とするマネジメント・システムの全体像を提示することとする。

(2) (1) の目標を達成するために行う事業の内容、実施方法及び実施時期

- ・ 国際卓越研究大学は、人材・知・資金の好循環を生み出すことができるよう、価値創造や社会課題解決に資する研究基盤への投資だけでなく、大学の持続的成長に向けて、自然科学のみならず人文・社会科学を含め、長期的視野に立った新たな学問分野や若手研究者への投資など、すぐには成果につながらない次世代の知・人材の創出にも取り組むことが求められている。次のイからホに掲げる事業の実施に当たっては、そのような長期的なビジョンを含めて記載することとする。
- ・ 事業の実施時期については、認可された体制強化計画の期間内において、具体的に個々の事業においてどのような成果を見込み、どのような期間で実施していくのかを明確にすることとする。

- ・ 法第5条第2項第2号イからホに掲げる事項の具体のイメージは以下のとおりである。

イ 国際的に卓越した科学技術に関する研究環境の整備充実

世界トップレベルの研究大学に伍していくために必要となる最先端の研究基盤の整備等の事業。

(具体例)

- ✓ 研究実証施設や融合研究センター、共用機器やデータ連携基盤を含めた最先端の研究インフラの戦略的整備・更新・維持

ロ 優秀な若年の研究者の育成及び活躍の推進に資する活動

世界トップレベルの研究大学に伍していくために必要な人的基盤である優秀な博士課程学生・若手研究者の育成、海外研さん機会の提供等の事業。

(具体例)

- ✓ 安定した若手ポストの確保、博士課程学生の経済的支援、海外研修

ハ 国際的に卓越した能力を有する研究者及び研究の支援又は研究成果の活用のために必要な技術者その他の規則で定める人材の確保

世界トップレベルの研究大学に伍していくために必要な研究者や研究マネジメント人材、専門職人材等を確保するために必要な学内体制の整備、研究者等を確保するために必要なインセンティブの設計・付与等の事業。

(具体例)

- ✓ 世界トップクラスの研究者の獲得・集積に向けた学内人事制度の構築、家族の滞在に係る支援
- ✓ 研究活動の企画・成果活用促進等を行う URA (University Research Administrator) 等の研究マネジメント人材や技術職員等の専門職人材のポストの確保
- ✓ 国際研究協力を支える事務職員、ファンドレイザーや財務専門職員等の確保

ニ 研究の支援又は研究成果の活用のために必要な技術者等の育成に資する活動

世界トップレベルの研究大学に伍していくために必要な研究マネジメント人材や技術職員等の専門職人材の育成、研修等の事業。

(具体例)

- ✓ URA 等の研究マネジメント人材や技術職員等の専門職人材、国際研究協力を支える事務職員、ファンドレイザーや財務専門職員等の人材に係る

キャリアパスの構築、国内外における研さん機会の拡大、資格取得支援

ホ 研究成果の活用のために必要な事業を行うための環境の整備充実

世界トップレベルの研究大学に伍していくために必要な、最先端の研究成果の実用化の促進、大学発スタートアップの育成支援、共同研究開発のあっせん等を行う事業やそれに伴って必要となる施設・設備・情報基盤の整備等の事業。

(具体例)

- ✓ 大学発スタートアップの創出拠点や大型産学共創拠点の形成
- ✓ 大学発スタートアップ育成に向けたギャップファンド運営・直接投資(直接投資には、産業競争力強化法の規定に基づき事業計画認定されたベンチャーキャピタルが設置するファンドへの出資を含む)
- ✓ 国内外のアクセラレーターとの連携によるスタートアップを対象としたアクセラレーションプログラムの展開

(3) (2) イからホまでに掲げる事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

- ・ 事業の実施に必要な資金を整理し、その調達方法(大学ファンドからの助成を含む)を明確化することとする。
- ・ 多様な財源を確保し、持続的な知的資産の形成、価値化の好循環を形成していくに当たり、諸外国の大学が達成しているように継続的な事業成長(年平均3%程度の支出成長率)を達成していくことが必要であり、(2)イからホまでに掲げる事業を通じてどのように事業成長を果たしていくかを明らかにすることとする。
- ・ (2)イからホまでに掲げるそれぞれの事業について、体制強化計画の期間中に総額としてどの程度を必要とするのか、また、その総額のうちどの程度を大学の独自財源、あるいは大学ファンドからの助成で賄うのかについての計画を明らかにすることとする。

(4) 国際卓越研究大学研究等体制強化計画の期間

体制強化計画の期間については、国際卓越研究大学制度の趣旨を踏まえ、一定程度の長期性を有する必要があるため、最長で25年とし、その範囲内で、大学が自ら設定することとする。

なお、以下の3点の目標を達成した場合には、体制強化計画の期間内であっても支援を終了することができることとする。

- ✓ 各大学が設定した研究力などの目標を達成していること
- ✓ 継続的な事業成長(年平均3%程度の支出成長率)

- ✓ 持続的な成長のために必要な運用益を生み出せるだけの規模の大学独自基金を造成していること

(5) 国際卓越研究大学研究等体制強化計画の期間終了後に持続的に研究及び研究成果の活用のための体制の強化を行うための体制の整備及び財源の確保に関する事項※

- 研究力向上の持続性確保のための自律的財務運営の実現に向け、大学ファンドからの助成の終了後も、運用益により助成金を受けた時と近いレベルの事業規模を維持できるだけの、大学独自基金を造成することとし、その目標と積立計画を記載することとする。
- 上記の大学独自基金の造成においては、以下のような大学ファンドへの資金拠出を行い、大学ファンドの助成終了後に払い戻された資金を大学独自基金に組み込むことを可能とし、参画大学の大学ファンドへの資金拠出を奨励する（勧める）仕組みとする。なお、各大学が、大学独自基金の造成・運用のための体制や制度を構築するに当たり、国は、必要に応じて、海外の大学の基金造成・運用に関する先進的な事例の調査結果の提供などの支援を実施する。
- ✓ 将来的な大学独自基金の造成、大学ファンドの運用元本の強化による制度の安定性の確保等の観点から、大学から国立研究開発法人科学技術振興機構（以下「機構」という。）への資金拠出（出えん）を契約により行うことを可能とする。
- ✓ 外部資金の獲得実績や大学ファンドへの資金拠出などに応じて、個々の大学への助成額を決定し、多様な財源確保による自己資金の充実や大学独自基金の成長を促すこととする。
- ✓ 上述の出えん金については、当該大学の体制強化計画期間終了後（取消時を除く）に、当該契約に基づき、大学に払い戻すこととする。
- ✓ 出えん金の払い戻しについては、機構に一定の財務基盤が形成されていることを前提として、出えんした額を上限に、払い戻し時点での運用状況に応じた出えん相当分を払い戻すこととする。
- ✓ 払い戻された出えん金相当額については、大学独自基金に組み入れることを可能とする。その際、大学独自基金の積立額及び運用益のうち、大学ファンドからの助成金に由来する払い戻された出えん金相当額は、法第5条第2項第2号イからホまでに掲げる事業の実施のために使用することとする。
- ✓ なお、大学独自基金は、大学自らが設置する独自基金と出えんの払戻金から構成されることが想定されるが、その積立額全体に占める、助成金を用

いた出えん金の割合については上限を設定する。

※「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）において、「本ファンドの支援に当たっては、参画大学における自己収入の確実な増加とファンドへの資金拠出²⁶を慫慂する仕組みとし、世界トップ大学並みの事業成長を図る。将来的には、政府出資などの資金から移行を図り、参画大学が自らの資金で大学固有基金の運用を行うことを目指す。

²⁶ 大学からの資金を払い戻す場合には、要件を満たした上で、大学ファンドの安定的な財務基盤を確保しつつ段階的に行う。」

とされている。

3 国際卓越研究大学研究等体制強化計画の認可に関する基準

体制強化計画の認可に関する基準は、法第5条第3項各号の規定によることとし、具体的な基準は次のとおりとする。

(1) 法第5条第3項第1号に関する基準

本基本方針に記載された事項に照らして適切なものであること。特に、以下の点が明確であること。

① 国際的に卓越した研究成果を創出できる研究力

目指すべき姿の実現に向けて、世界の学術研究ネットワークを牽引し、新たな研究領域やイノベーションを常に創出し続けるマネジメント・システムを構築するため、既存の制度に縛られず、学内外の叡智を結集して取組を進めていく計画であること。特に、次に掲げるような研究上のポテンシャルを向上し続ける方策が示されていること。

- ✓ 世界トップクラスの研究者や国内外の優秀な博士課程学生の獲得や活躍促進
- ✓ ジェンダーギャップの是正やアカデミック・インブリーディング（大学人事において自校出身者を優先的に教員として採用する慣行）の抑制を含むダイバーシティの担保
- ✓ 先進性の高い、分野を横断したカリキュラム・デザインに基づく博士課程プログラムの構築
- ✓ 世界トップクラスの研究者・学生が糾合する新しい研究領域の創出（World-class Critical Mass の形成）
- ✓ 新しい価値の創造を目指した分野横断的な対話や結合を可能とする多様な学問分野の展開
- ✓ 若手研究者が独立し、研究室の縦割りを越えて触発し合い、活躍できる場の提供やモチベーションを喚起する業績評価
- ✓ URA 等の研究マネジメント人材や技術職員等の専門職人材の積極登用、マ

ネジメント業務などのエフォートの戦略的分配などによる、卓越した研究成果の創出に必要な研究時間の確保のための環境整備

- ✓ グローバルに活動を展開する大学を支える事務職員の採用や意識・資質の向上
- ✓ 世界最高水準の研究大学にふさわしい研究インテグリティの確保（大学の自律的な安全保障管理計画の策定等）
- ✓ AI 技術、バイオテクノロジーや量子技術などの戦略重点分野や新興・融合分野への取組、新たな萌芽的挑戦

② 実効性が高く、意欲的な事業・財務戦略

体制強化計画に記載された事業・財務戦略が、これまでの当該大学における取組やベンチマークを行った大学の取組の分析を踏まえ、実行可能なものとなっているとともに、①に記載された研究上のポテンシャルの向上の方策を可能とするものとなっていること。

特に、財務戦略については、これまでの取組に応じた実効性のあるものとなっており、外部資金の獲得状況（年平均 5 % 程度以上の増加）等を基に、継続的な事業成長（年平均 3 % 程度の支出成長率）を果たすことの蓋然性が高いものとなっていること。また、持続的な成長のために必要な運用益を生み出せるだけの規模の大学独自基金の造成の実現可能性が高いこと。

③ 自律と責任のあるガバナンス体制

新たな研究領域の創出や若手研究者への支援など、次代を見据えたビジョンの具現化に向け、自律的財政基盤を強化し、資金循環の形成と学内の資源配分を行うことができるマネジメント・システムを有すること。また、社会との対話の中で、大学の有形・無形の知的資産を価値化する観点から、学生や卒業生、研究者、産業界、地域をはじめとする国内外の多くのステークホルダーに対する説明や情報開示を適切に実施する体制となっていること。特に、合議制の機関、教学担当役員（プロボスト）、事業財務担当役員（CFO）については、以下の役割が求められていることを踏まえ、事務局等の体制の構築を含め、それらの役割が有効に機能するようなマネジメント・システムとなっていること。

✓ 合議制の機関

合議制の機関は、内外の叡知を結集してビジョンを明確化、可視化するとともに、社会からの支持・支援を集め、安定的・継続的に大学の経営方針を維持すること。また、合議制の機関は、中長期の経営戦略等の重要事項の決定や執行部の業務執行の監督等に権限を有し、教学事項等に関する

マイクロマネジメントを行わないこと。合議制の機関の構成員について、体制強化計画の実現に向けて強い使命感と責任感、大学経営に関する能力を有すること。

✓ 教学担当役員（プロボスト）

教学担当役員（プロボスト）は、教学に関する事項の実質的な責任者として、①に規定する研究上のポテンシャルの向上や、研究者の獲得、教育研究組織の見直しなどにおいて、大学における教育研究の卓越性確保等のために権限を発揮するとともに、大学内の研究者や教員代表組織との綿密な連携を進めること。

✓ 事業財務担当役員（CFO）

CFO は、事業財務運営の責任者として、実行可能な多様な財源獲得や独自基金造成・運用を俯瞰した実行可能な事業・財務に関する戦略・計画を策定するとともに、優れた組織マネジメントを行い、学内外への説明責任を適切に果たすことができる能力を有すること。

（２）法第５条第３項第２号に関する基準

体制強化計画の内容が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。特に、以下の点が明確であること。

- ・ 事業の主体が具体的に特定され、事業の内容及びスケジュールが具体的かつ明確であること。
- ・ 事業実施のための必要な資金額やその調達方法が明らかであり、かつ、体制強化計画の終了後も必要な取組を継続できる見通しがあること。

（３）法第５条第３項第３号に関する基準

体制強化計画に基づき実施する事業が、国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に資するものであることが合理的に説明されていること。実施する事業について、新規で行うものに限らず、既に実施されている部分があることが体制強化計画に記載されている場合には、大学ファンドの助成により更に強化される内容が明示されていること。

４ 総合科学技術・イノベーション会議及び科学技術・学術審議会への意見聴取

科学技術・イノベーション政策における国際卓越研究大学制度の重要性に鑑み、文部科学大臣は、体制強化計画の認可に当たり、法第５条第４項の規定に基づき、あらかじめ、内閣総理大臣及び財務大臣に協議するとともに、総合科

学技術・イノベーション会議及び科学技術・学術審議会の意見を聴かなければならないこととされている。その際、総合科学技術・イノベーション会議及び科学技術・学術審議会が適切に情報共有等の連携を行うことができる体制を構築するとともに、アカデミアの特性も踏まえつつ、国際的な視野から、高度かつ専門的な見識を踏まえられるよう、外国人有識者も加えた適切な体制を構築することとする。

5 国際卓越研究大学研究等体制強化計画の公表

国際卓越研究大学に関して、社会からの支持・支援を得て、国内外の関係機関との間で人材・知・資金などの好循環を生み出し、成長し続けることができるよう、広く社会に周知することが重要であることに鑑み、法第5条第5項及び規則第6条の規定に基づき、文部科学大臣は、認可した日付、当該認可に係る国際卓越研究大学の名称、当該認可を受けた国際卓越研究大学の設置者の名称及び当該認可に係る体制強化計画の概要をホームページ等で公表することとする。

6 国際卓越研究大学研究等体制強化計画の変更

体制強化計画の変更（法第5条第2項第2号イからホまでに掲げる事業の実施時期の変更等の軽微な変更を除く。）については、法第5条第6項の規定に基づき、文部科学大臣の認可を受けることとする。

7 国際卓越研究大学研究等体制強化計画の実施状況の評価

（1）国際卓越研究大学研究等体制強化計画の実施状況の報告

- ・ 国際卓越研究大学の設置者は、法第9条及び規則第9条の規定に基づき、認可を受けた日の属する年度の末日から起算して、1年ごとに、体制強化計画の実施状況について、その概要を文部科学大臣に報告することとする。この場合において、報告は、当該期間の翌年度の6月末までに行わなければならない。
- ・ また、体制強化計画の円滑かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、法第10条の規定に基づき、文部科学大臣は、報告又は資料の提出を求めることができる。

（2）国際卓越研究大学研究等体制強化計画の実施状況の評価に当たっての留意事項

- ・ 短期的な成果主義に流されず、長期的に大学の取組や活動を後押しすることができるよう、モニタリングに当たっては、大学が提示するビジョンを実現

するための事業成長及び研究力強化に係るコミットメントの達成状況を、客観的な指標に基づいて確認することに主眼を置き、特段の問題がなければ、支援を安定的に実施することとする。

- ・ 厳格な結果責任を求める観点から、一定期間（6年～10年を目安）ごとに、支援の継続の可否に係る評価を実施することとし、中長期的な観点から結果責任を問うこととする。

8 国際卓越研究大学研究等体制強化計画の認可の取消し

7（2）に記載する一定期間ごとの評価の結果、支援を受ける前提となる大学のコミットメントが一定期間連続して達成されていないことが、体制強化計画と実態との間の大きな乖離によって明らかになった場合には、文部科学大臣は、法第11条の規定に基づき、当該認可を取り消すこととする。

9 国際卓越研究大学研究等体制強化計画に基づく国際卓越研究大学への助成の考え方

（1）国際卓越研究大学への助成に関する留意事項

- ・ 大学ファンドの運用に当たっては、「助成資金運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針（令和4年1月文部科学大臣決定）」（以下「助成資金運用の基本指針」という。）において、「毎年度の支援額を運用益で賄えない場合に備え、3,000億円×2年分のバッファを確保すること」※としており、助成に関する考え方としても、安定的・継続的な制度運営の観点から、運用益が出なかった場合でもその後の2年間、同額程度の支援を行えるようにすることが重要である。そのため、支援に充てるのは、バッファが上限に達するまでは当該年度の助成可能額（バッファ＋運用益）の1/3程度とする。

※助成資金運用の基本指針において、「助成勘定の財務の健全性を確保しつつ、安定的・継続的な支援を実現する観点から、有価証券評価差額を含む欠損が資本金・資本剰余金（ただしバッファを除く）及び利益剰余金の和を超過しない場合に限り取り崩すことができる」ものとされている。

- ・ 五1に後述する大学ファンドから博士課程学生への別途の支援については、当面は200億円程度とする。なお、博士課程学生への支援については、大学ファンドによる支援に先駆ける形で一般会計での支援を開始していることから、既に支援を受けている博士課程学生に不利益が生じないよう、十分に配慮する。
- ・ 国際卓越研究大学への助成と博士課程学生への支援に関して、運用益の状況や各大学の体制強化計画を踏まえつつ、両者にそれぞれ資金確保が必要であ

ることを考慮する。

(2) 国際卓越研究大学研究等体制強化計画に基づく国際卓越研究大学への助成額の算定

- 大学ファンドからの毎年度の助成総額は、関係府省が参加する会議体において、大学ファンドの運用益の状況や財務の健全性確保を考慮しつつ決定する。また、その額の範囲内で、大学の自律的な経営能力の向上や多様な財源確保を促す観点から、体制強化計画やその進捗状況を踏まえ、外部資金の獲得実績や大学ファンドへの資金拠出などに応じて、個々の大学への助成額を決定する。
- このうち、外部資金については、公的資金（国又は地方公共団体が支出する運営費交付金や私立大学等経常費補助金等の基盤的経費や競争的資金などの個別のプロジェクト、活動の支援に充てる目的で国等が支出する資金）以外とし、獲得実績については平準化を図るため、過去5年間の平均を基準とするとともに、外部資金獲得がインセンティブとなるよう、外部資金獲得額に係数を乗じた金額を助成額として措置することとする。
- 大学ファンドからの助成については、大学の経営の自律性とその責任下で、柔軟かつ適切に使用されるよう、その用途として支出できる経費は、国際卓越研究大学が体制強化計画に掲げる取組に係るもの全般とし、助成元である機構においてあらかじめ使途の内訳は特定せず、執行に当たっても、体制強化計画への適合性の確保を前提として機構の事前の関与を受けることのない助成形態とする。さらに、支援の継続の可否に係る評価の時期を除き、機構の事前の関与を受けることなく各国際卓越研究大学の判断で翌年度以降に繰り越すことができるように措置する。
- なお、文部科学省は法第9条及び規則第9条又は法第10条に基づき、国際卓越研究大学に対して、助成金の使途について助成を行った年度の翌年度の6月末までに報告を求め、これを速やかに公表し、事後的な透明性の確保を図ることとする。

四 国際卓越研究大学研究等体制強化助成に関し、国立研究開発法人科学技術振興機構が遵守すべき基本的な事項

1 助成の体制整備、助成の対象及び適切な実施

機構は、法第7条及び第8条に基づき、本基本方針に即して、国際卓越研究大学研究等体制強化助成の実施方法及び実施条件その他の国際卓越研究大学研究等体制強化助成の実施に必要な事項に関する方針（以下「実施方針」という。）を定め、国際卓越研究大学研究等体制強化助成を行うための体制を整備するとともに、実施方針に従って、体制強化計画に記載された法第5条第2項第2号イからホまでに掲げる事業に関して適切に助成を行うこと。

2 助成金の使途等

国際卓越研究大学制度の趣旨を踏まえ、助成金の使途については、可能な限り、各国際卓越研究大学の自律性とその責任の下、柔軟かつ適切に決定され、当該使途について各国際卓越研究大学は適切に説明責任を果たしていくことが必要である。また、当該国際卓越研究大学の財政基盤の自律化が果たされるまでの間、継続的・安定的に当該助成を行うことが重要である。そのため、その用途として支出できる経費は、当該国際卓越研究大学の自己財源や民間資金等の多様な財源の一体的かつ効果的な活用を図る観点も踏まえ、体制強化計画に掲げる取組に係るもの全般とし、助成元である機構においてあらかじめ使途の内訳は特定せず、執行に当たっても体制強化計画への適合性が確保されることを前提として、機構の事前の関与を受けることのない助成形態とすること。また、支援の継続の可否に係る評価の時期を除き、機構の事前の関与を受けることなく各国際卓越研究大学の判断で翌年度以降に繰り越すことができるようにすること。

3 助成額の算定方法

機構は、三九に定める体制強化計画への助成の考え方を踏まえ、関係府省が参加する会議体において決定される当該年度の助成総額の範囲内で、各国際卓越研究大学における外部資金の獲得実績や大学ファンドへの拠出額を踏まえ、各国際卓越研究大学の当該年度の助成限度額を算定すること。

4 助成金の交付手続等

機構は、助成金の交付手続等においては、以下の点について留意すること。

- ・ 四三において、各国際卓越研究大学の助成限度額を算定した場合、速やかに各国際卓越研究大学に当該助成限度額を通知すること。その際、国際卓越研究大学が助成金を請求するに当たり必要な確認事項等を明示し確認等を行

うとともに、三 2（5）に定める、各国際卓越研究大学から機構への資金拠出に必要な手続等についても併せて通知すること。

- ・ 各国際卓越研究大学からの交付請求に基づき、各国際卓越研究大学の助成限度額の範囲内で助成金を交付すること。

5 各国際卓越研究大学への確認等

機構は、助成金を交付する際、各国際卓越研究大学に求められる以下の条件等について各国際卓越研究大学に確認すること。

- ・ 合議制の機関による監督及び監事等による内部監査システムを通じた組織的なコンプライアンス体制の構築を図るとともに、国際卓越研究大学制度の趣旨を踏まえ、法、国立研究開発法人科学技術振興機構法、関連法令、関連する国の決定・方針・ガイドライン、本基本方針、実施方針、公募要領、その他国及び機構の定め等を遵守し、善良なる管理者の注意をもって、適正かつ誠実に体制強化計画を実施すること。
- ・ 助成金について、他の公的資金と同様に適切な管理及び執行を行い、公正かつ効果的、効率的な使用に努めること。
- ・ 関係法令に基づいて、監事及び公認会計士等による監査が適切に行われていること。
- ・ 政府からの出資金及び財政融資資金により組成した大学ファンドの運用益からの助成を受けることから、社会に対しても説明責任を十分に果たす必要があることを踏まえ、各国際卓越研究大学において、助成による成果や取組の進捗などを、積極的に発信するとともに、助成金の使途について適切に説明責任を果たすこと。
- ・ 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定。その後の改正を含む。）」及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定／令和 3 年 2 月 1 日改正。その後の改正を含む。）」（以下「ガイドライン等」という。）の内容について遵守すること。また、ガイドライン等に基づく体制の整備及び必要な手続等を行うとともに、機構から調査等を求められた場合は誠実かつ適切に対応すること。研究活動の不正行為又は助成金の不正使用若しくは不正受給（以下「不正行為等」という。）と認定された場合の措置として、機構が必要な処分や競争的研究費に係る制限措置等を行うことができること。
- ・ その他助成金の管理及び執行に関し不適切な事象等が発生した場合は、機構の求めに応じ誠実かつ適切に対応すること。

6 助成の終了

機構は、各国際卓越研究大学が三 2 (4) に定める目標を達成した場合など、文部科学大臣から助成の終了の通知を受けたときは、当該国際卓越研究大学への助成を終了すること。

7 不正行為等に対する取扱い

機構は、国際卓越研究大学研究等体制強化助成において、不正行為等の疑いについて把握した場合は、速やかに文部科学省に情報を共有するとともに、当該事案の内容を踏まえ、文部科学省が必要に応じて行う要請等に従うとともにガイドライン等に基づき適切に対応すること。また、不正行為等が認められた場合は、国際卓越研究大学に対し、ガイドライン等を踏まえ、適切な対応及び必要な処分等を行うなど厳正に対処すること。

8 調査及び報告

機構は、文部科学省が各国際卓越研究大学における助成金の適正な管理及び執行を図る必要があると認めるときは、その求めに応じ、当該国際卓越研究大学に対して調査を依頼し、その結果について文部科学省に報告すること。

9 その他

機構は、国際卓越研究大学研究等体制強化助成の実施に当たって、運用業務との連携を適切に図り、適宜情報共有を行うなど、国際卓越研究大学研究等体制強化助成の継続的・安定的な実施に努めること。

機構は、実施方針のほか、必要に応じて、国際卓越研究大学研究等体制強化助成に関する手続、運用等に関する規則等を定めて、適切に助成を実施すること。

機構は、将来的には各大学が基金を造成・運用していくことを目指す観点から、大学ファンドの運用を適切に行うことを通じて、各大学の基金運用の指針となるような運用モデルを示すよう努めること。また、将来的には各大学における基金運用への寄与も視野に入れた、長期的な人材育成（OJT プログラム、戦略的な人事ローテーション、大学からの職員の受入れ等）を行い、大学の求めに応じ、運用のノウハウなどを共有すること。

五 科学技術の振興及びイノベーションの創出の促進に関する施策その他の関連する施策との連携に関する基本的な事項

1 博士課程学生等への支援

我が国全体の研究力を底上げするためには、価値創造の源泉となり、次代の研究力を生み出す優秀な博士課程学生、若手研究者の厚みを拡大していくことが必須である。そのため、大学ファンドにより、国際卓越研究大学の支援と併せて、優秀な博士課程学生等の活躍促進について実力と意欲のある全国の大学に対して支援することで、我が国全体の研究力の大幅な向上を目指すこととする。

具体的には、博士課程学生への別途の支援については、大学ファンドの運用益の範囲内で、当面の間は200億円程度（約7,000人）とし、助成資金運用の基本指針を踏まえ、安定的支援を実施できる段階から、速やかに運用益による博士課程学生支援を実施することとする。なお、令和7年度の国際情勢の変化を踏まえ、同年度秋の新学期等も見据え可能な限り早期に海外からの優秀な若手研究者及び博士課程学生の呼び込みに取り組む大学に対して、国立研究開発法人科学技術振興機構法第23条第1項第6号に基づき、大学ファンドの運用益の状況や財務の健全性確保を考慮し、国際卓越研究大学への支援や博士課程学生への別途の支援に影響を及ぼさない範囲で、令和7年度からの3年間で緊急的に大学ファンドによる支援を行うこととする。

2 多様な研究大学群の形成

多様な機能を担う全国の大学すべてが我が国の知の基盤として重要な役割を担っており、この多様性は今後も我が国にとって重要な強みである。

したがって、国際卓越研究大学は、大学ファンドによる支援を通じて自らの機能拡張を図るにとどまらず、知的資産の形成、社会的な価値創造やイノベーション創出の中核拠点として、国際的な頭脳循環のハブとなるとともに、全国の多様な研究大学等との連携を強化することで人材の流動性の向上や共同研究の促進等を図るなど、我が国の学術研究ネットワーク全体を牽引していくことが求められる。

また、政府は、大学ファンドによる国際卓越研究大学への支援と同時に、地域の中核大学や特定分野の強みを持つ研究大学に対して、多様な機能を強化し、我が国の成長の駆動力へと転換させる支援策を、「地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ」（以下「総合振興パッケージ」という。）として、一体的に推進していくことが重要である。

総合振興パッケージでは、特定分野において世界トップレベルの研究を推進する機能や、産学官・地域連携による社会実装を担う機能など、それぞれの大学

学の強みを強化することとしているが、それらを核とした大学組織全体としての戦略的経営を後押しするとともに、大学共同利用機関や共同利用・共同研究拠点等がハブ機能を発揮することにより、大学や学問領域を超えた連携を拡大するなど、我が国の研究力の厚みの更なる増大を図ることとする。

日本全体の研究力向上を牽引する研究大学群の形成に向けて、大学ファンドによる支援と、総合振興パッケージによる支援は、独立しつつも効果的に連動したものとなることが不可欠であり、国際卓越研究大学とそれ以外の大学とが相乗的・相補的な連携を行い、共に発展していく研究システムの構築を図ることが必要である。

以上のように、国際卓越研究大学への支援と総合振興パッケージによる地域中核・特色ある研究大学への支援、さらには全国的な博士人材の育成強化が相まって、初めて、我が国全体の研究力の向上が図られることについて、幅広い産学官の関係者により理解が共有されることが重要である。

六 その他国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化の推進に関する重要事項

1 規制緩和等の推進

国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化の推進に当たっては、国際卓越研究大学が自律的かつ創造的に自らの将来像をデザインし、大学の機能拡張を大幅に加速することによって、先導的モデルと見なされる世界最高水準の研究大学へと成長していくことが必要である。

そのため、大学ファンドによる支援のみならず、大学に係る各種規制の緩和を進めるとともに、広く社会からの支援を集めるための方策を検討していくことが重要である。当面、以下の事項についての検討を進めるとともに、審査の過程や国際卓越研究大学との意見交換等を通じて現場の具体的なニーズを把握しつつ、国際卓越研究大学からも規制緩和等を提案する機会を設けるなど、双方向型のコミュニケーションを行う環境を整備する。

【当面の検討事項】

✓ 定員管理の柔軟化と評価の簡素化

大学の定員管理の柔軟化や、認証評価の簡素化について、中央教育審議会大学分科会の議論を踏まえ、早期に見直しを図る。

✓ 大学の自己資金確保に向けた寄附の促進や知財取得の促進

大学の自己資金を充実させる取組を促進する観点から寄附金獲得増に向けた取組の促進、産学連携を推進する観点から知的財産権取得の促進に向けた施策を検討する。

2 本基本方針の検討

我が国の学術研究ネットワークを牽引し、諸外国のトップレベルの研究大学に伍する研究大学の実現を図る観点から、必要な場合には、本基本方針の検討、見直しを行うものとする。